

2017年7月27日

沖電気工業株式会社

代表取締役社長 鎌上 信也 殿

東京地方労働組合評議会

議長 森田 稔

電機・情報ユニオン

中央執行委員長 米田 徳治

港区労働組合総連合

議長 園部 滋

元契約社員の不当解雇撤回を求める要請書

貴社は、契約社員として働いていた Aさんが目の障害を上司に告げ、自動車運転を伴う作業が困難になるので、運転のない作業への変更を求めたにも関わらず、再契約はしないと障害者に対する差別的扱いを続け、電機・情報ユニオンとの団体交渉のさなかに解雇を強行しました。

Aさんは、障害者雇用をするよう2015年10月26日に東京労働局に「助言・指導」を求め、同年11月5日に貴社に対し口頭での助言が行われました。さらに、2016年2月9日付で、「労働契約法19条による契約更新を期待する合理的理由があり、障害者に対しては障害者虐待防止法、改正障害者雇用促進法の保護規定があることに基づき雇い止めを撤回し今後も働き続けられるようにしていただきたい」と言う Aさんの申し出を検討するよう「助言・指導」文書が出されました。

しかし、貴社は職場で支援する社員が行った「助言・始動」に従うようコンプライアンス委員会への申し入れに対し「助言・指導」はなかったという虚偽回答を人事部名で行っています。

貴社は、国連グローバル・コンパクトや社会的責任の国際規格ISO26000などの国際規範に基づき、「OKI グループ企業行動憲章・OKI グループ行動規範」を定め、「企業理念に基づき、社会への責任を果たします」としています。こういう時にこそ企業の社会的責任(CSR)を果たすべきです。労働者いじめや差別的扱いが続けば、企業として社会的に批判を浴び信頼を失うことは明らかです。

Aさんの解雇は国際法違反にもあたるものです。日本が2007年9月、国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)に署名したことによりこれまで法整備が行われて施行されている改正障害者雇用促進法は、グローバル企業である貴社が国際規範として遵守すべきものです。

私たちは、2017年7月9日、「障害者の解雇を撤回せよ!7.9」支援集会を開催し決議(別紙)を採択しました。

集会決議と合わせて以下要請します。

要 請 事 項

谷部雅彦さんの解雇を撤回し、職場復帰をさせる事を求めます。

以上